

○警察職員の昇給に関する運用について

(平成18年11月30日岩警第1663号警察本部長)

[沿革] 平成19年11月岩警第1660号改正、26年11月岩警第1336号、28年12月岩警第1240号改正、29年2月岩警第193号改正

各 部 長
 首 席 監 察 官
 各 所 属 長

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年岩手県条例第29号）により新たな昇給制度に改正され、職員の昇給については昇給日（毎年4月1日）前1年間における勤務成績に応じて行うと定められたことから、警察職員（以下「職員」という。）の昇給については、次により運用することとしたので誤りのないようにされたい。

記

1 職員の昇給

職員の昇給については、岩手県警察職員の人事評価に関する訓令（平成28年警察本部訓令第22号）及び人事評価実施要領の制定について（平成28年12月16日付け岩警第1238号）により実施された人事評価の結果に基づき、次に定めるところにより運用するものとする。

なお、技能職員に係る昇給の運用については、別に定めるものとする。

2 昇給の区分等

(1) 職員の昇給の区分は、職層及び構成比等により次の表のとおりとし、基準日（毎年11月1日）における職員数を基に、「極めて良好（以下「A」という。）」及び「特に良好（以下「B」という。）」の区分に決定する職員の上限数を算定するものとする。

【昇給区分等適用表】

昇給区分		極めて良好 (A)	特に良好 (B)	良 好 (C)	やや良好で ない (D)	良好でない (E)
管理 職 層	昇給幅 (55歳以上の職員)	8号給 (2号給)	6号給 (1号給)	3号給 (0号給)	2号給 (0号給)	なし
	公安職 警視7級以上 行政職等 6級以上、研究職4 級以上	管理職層の 10%	30%	60%		
中 間 層	昇給幅 (55歳以上の職員)	8号給 (2号給)	6号給 (1号給)	4号給 (0号給)	2号給 (0号給)	なし
	公安職 警視6級、警部、警 部補 行政職等 課長補佐級、係長級	中間層の 5%	20%	75%		
初 任 層	公安職 巡査部長、巡査長、 巡査	初任層の20%		80%		
	行政職等 主任級、係	(ただし、「極めて良好」は 5%以内)				

(2) 次に掲げる職員は、Bの区分に該当する者として取り扱うこととし、前記(1)に示すBの区分の上限数内に含まれるものとする。

ア 高度の知識経験等を必要とする業務を適切に遂行し、顕著な業務処理能力の伸長が認められる勤続15年及び25年の者（公安職にあつては、勤続25年を除く。以下「勤続による業務能力伸長者」という。）

イ 公安職で警部、警部補又は巡査部長に昇任した者及び公安職以外の職員にあっては課長補佐級又は係長級に昇任した者（以下「昇任者」という。）

ウ 「県民の交通安全功労者」及び「岩手県民の警察官」として表彰を受けた者（以下「表彰受賞者」という。）

(3) 他の団体等に出向又は派遣されている職員については、その期間中の昇給を次のとおり取り扱うものとする。

ア 出向職員

(ア) 出向先の団体等が、岩手県警察本部（以下「警察本部」という。）と同様の勤務成績評価制度を有している場合

出向を終了し、岩手県警察に帰任するときの給料決定にあたっては、出向先の団体等における出向期間中の勤務成績を加味して算定するものとする。

(イ) 出向先の団体等が、警察本部と同様の勤務成績評価制度を有していない場合

出向を終了し、岩手県警察に帰任するときの給料決定にあたっては、出向先団体等の長に対して、警察本部と同様の勤務成績評価を実施したとした場合における勤務成績を照会し、その結果を加味して算定するものとする。

イ 派遣職員

(ア) 派遣先の団体等が、警察本部と同様の勤務成績評価制度を有している場合

派遣先団体等における勤務成績を昇給区分の決定に反映させるものとし、当該勤務成績により前記(1)に示すA又はBの区分に決定する場合には、それぞれ前記(1)の上限数内に含まれるものとする。

(イ) 派遣先の団体等が、警察本部と同様の勤務成績評価制度を有していない場合

派遣先団体等の長に対して、警察本部と同様の勤務成績評価を実施したとした場合における勤務成績の報告を求め、その結果を昇給区分の決定に反映させるものとし、当該勤務成績により前記(1)に示すA又はBの区分に決定する場合には、それぞれ前記(1)の上限数内に含まれるものとする。

(4) 「やや良好でない（以下「D」という。）」及び「良好でない（以下「E」という。）」の区分に該当する者は、次の表に掲げるものとする。

なお、D及びEの区分に該当する者（「勤務成績不良」を除く。）が、業務上、特に著しい成果をあげた場合は、それぞれ上位の区分を適用する場合がある。

昇給区分	被懲戒処分者	勤務状況不良	勤務成績不良
やや良好でない (D)	減給（～3月） 戒告	3日以上 の欠勤	監督する地位にある者から注意、指導等を受けたにもかかわらず、勤務成績が良好でないことを示す明白な事実が見られた職員又はこれに相当すると認められる職員
良好でない (E)	停職 減給（3月超～ 1年）	5日以上 の欠勤	監督する地位にある者から注意、指導等を受けたにもかかわらず、勤務成績が良好でないことを示す明白な事実（その態様がD区分よりも著しいもの）が見られた職員

(5) 人事委員会規則の定めにより、病気休暇等により昇給日前1年間の勤務すべき日数のうち、6分の1以上を勤務していない職員については2号給の昇給とし、2分の1

以上を勤務していない職員については昇給しないものとする。

また、昇給日前1年間で勤務すべき日数を育児休業、介護休暇及び介護時間の承認を受けて当該1年間の全日数を勤務しなかった場合は、勤務成績の証明が得られないことから昇給できないものであるが、いずれの場合であっても復職時には別の定めにより調整を行うこととする。

なお、これらに該当する者が、業務上、特に著しい成果をあげた場合は、それぞれ上位の区分を適用する場合がある。

3 昇給加算内申枠の配分

- (1) 警察本部長は、各所属毎の中間層（警視6級の職員を除く。）及び初任層の職員数を基に、2(1)のA及びBの区分に係る昇給加算内申枠を算定し、各所属に配分する。
- (2) 昇給加算内申枠の配分は、原則として、Aの区分にあつては2(1)の上限数の範囲内において、Bの区分にあつては2(1)の上限数から勤続による業務能力伸長者、昇任者及び表彰受賞者の数を差し引いた数の範囲内において、それぞれ行うものとする。
- (3) 昇給加算内申枠の算定にあたり、A及びBの区分に係る数値が1未満となる所属については、1名の昇給加算内申枠を配分するものとする。
- (4) D及びEの区分は、2(4)に該当する者のみであることから、対象人数は予め算定しないものとする。

4 昇給加算候補者の選定及び内申

- (1) 管理職層の職員及び中間層の警視6級の職員（以下「管理職層の職員等」という。）
管理職層の職員等の人事評価の評価者として指定されている主管部長は、人事評価の結果に基づき、予め通知されている昇給加算内申枠の範囲内で昇給加算候補者を選定し、候補者が複数の場合には推薦順位を付して警察本部長に内申するものとする。
なお、警察学校長の昇給区分については、警察本部長が決定するものとする。
- (2) 中間層（警視6級の職員を除く。）及び初任層の職員
各所属長は、人事評価の結果に基づき、予め通知されている昇給加算内申枠の範囲内で昇給加算候補者を選定し、候補者が複数の場合には推薦順位を付して警察本部長に内申するものとする。
なお、内申する候補者については、あくまでも人事評価結果に基づくものとし、勤続による業務能力伸長者、昇任者及び表彰受賞者に該当するなどについては、考慮する必要がないので留意されたい。
- (3) 勤続による業務能力伸長者として警察本部長が選定した職員については、必要に応じ当該職員の勤務状況等について、関係所属長に確認をするものとする。
- (4) 内申の期日、様式など必要な事項については、都度通知するものとする。

5 昇給加算対象者の決定等

- (1) 警察本部長は、主管部長及び各所属長からの内申に基づき、2(1)の上限数の範囲内でAの区分の昇給加算対象者を決定するものとする。
- (2) 警察本部長は、主管部長及び各所属長からAの区分の昇給加算対象候補者として内申された者のうち、当該区分の上限数を超えることなどにより、当該区分の昇給加算対象者に決定されなかった者については、Bの区分の上位で推薦された昇給加算対象候補者として取り扱うものとする。
- (3) 警察本部長は、勤続による業務能力伸長者、昇任者及び表彰受賞者を優先してBの区分に決定するものとし、次に、主管部長及び各所属長から内申された昇給加算対象候補者（前記(2)によりBの区分の上位とされた者を含む。）のうちから、その推薦

順位に従いBの区分の昇給加算対象者を決定する。

- (4) 警察本部長は、前記(2)～(3)の手順によりBの区分の昇給加算対象者を決定するにあたり、勤続による業務能力伸長者、昇任者及び表彰受賞者並びに主管部長、各所属長から内申された昇給加算対象候補者の数の合計が、2(1)のBの区分の上限数を超えることとなる場合は、当該上限数内に収まるよう必要な調整を行うものとする。
- (5) 警察本部長は、初任層職員の昇給加算について、Aの区分の昇給加算対象者が2(1)の上限数である5%を下回っている場合は、当該上限数との差をBの区分に加えて、AとBの区分の合計で当該職層の上限数である20%となるよう調整するものとする。
- (6) 勤続による業務能力伸長者、昇任者及び表彰受賞者が、A又はBの区分の昇給加算候補者として内申された場合は、Aの区分の昇給加算対象者に決定することとし、これらの区分の昇給加算対象者数を調整するものとする。
- (7) 警察本部長が、前記(2)～(6)による調整を行うことから、必ずしも主管部長及び各所属長からの内申どおりに昇給加算対象者が決定されるものではない。

6 昇給通知

昇給日は毎年4月1日とし、昇給する職員に対して通知するものとする。